

# 一般社団法人坂出市観光協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人坂出市観光協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県坂出市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、各種観光機関、諸団体と連携し、市内を中心とした観光地の宣伝、観光事業の振興を期することを目的とし、目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査及び研究
- (2) 観光来訪者への情報提供の推進
- (3) 観光来訪者への受入サービスの向上
- (4) 観光振興に寄与するイベント等の実施、協賛及び後援
- (5) 観光宣伝及び観光客の誘致
- (6) 旅行業法に基づく旅行業
- (7) 観光土産品等の物産販売
- (8) 観光施設の管理運営に関する受託事業
- (9) その他この法人の目的を達成するに必要な事業

### (公告の方法)

第4条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 会員となるには、この法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

### (会費の納入等)

第6条 正会員及び賛助会員は、毎事業年度所定の納期までに、会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の金額及びその払い込み方法は、社員総会において別に定める。

### (退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除名)

第8条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は、会員として義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人

法第 49 条第 2 項第 1 号に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 2 年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会が社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 12 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により、開催日の 1 週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 15 条 社員総会の議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむをえない理由のため、社員総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証

明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会に出席した理事のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

#### 第 4 章 役員

(役員を設置)

第 18 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とする。また、会長を除き 3 名以内を副会長、1 名を専務理事とすることができる。

3 前項の会長及び副会長を一般法人法上の代表理事とし、同項の専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(顧問)

第 20 条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の議決により選任し、社員総会において承認を得ることとする。

3 顧問は、この法人の事業の執行に関し、必要な助言を行う。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を遂行する。

4 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 18 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において、別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第 26 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 この法人は、一般法人法第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 111 条の行為に関する理事及び監事（理事及び監事であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(4) 規程の制定、変更及び廃止

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議及び報告の省略)

第 33 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

2 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の決議を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配はしないものとする。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 8 章 事務局

(事務局)

第 42 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

## 第 9 章 附則

(設立時の役員)

第 43 条 この法人の設立時理事、設立時会長・副会長及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時会長・理事	有福哲二
設立時副会長・理事	三谷朋幹

設立時理事

山家智士  
村田知司  
上田純子

設立時監事

大前正臣  
山地淳仁

(設立時社員の氏名)

第 44 条 設立時社員の氏名は、次の掲げる者とする。

設立時社員	三谷朋幹
設立時社員	大美省吾

(最初の事業計画等)

第 45 条 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 46 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人坂出市観光協会設立のため、設立時社員三谷朋幹、大美省吾の定款作成代理人である司法書士松本仁孝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。  
令和4年4月19日

設立時社員 三谷朋幹  
大美省吾

上記設立時社員の定款作成代理人  
香川県坂出市谷町一丁目4番1号  
司法書士 松本仁孝  
(登録番号 香川第200号)



